

高速道路無料化社会実験に伴う通勤経路の変更について

平成22年6月28日から実施の高速道路無料化社会実験により、沖縄自動車道の全区間が平成23年3月31日までの間、通行料が無料となります。

これに伴い、利用する通勤経路の一部が沖縄自動車道に変更となったとしても、職員からの『通勤届』の提出の必要はありません。

なお、沖縄自動車道を通勤経路の一部としたことで通勤距離が長くなったとしても、通勤手当の増額改定には該当しません。(通勤距離の認定は、一般に利用しうる最短の経路で認定をしています。)

また、通勤距離が短くなった場合には、再認定を行い、学長の職権により減額改定となりますが、現在のところ該当者はありません。